

望月ゼミナール B 班

# ペイオフ解禁

～ 政府の目的の達成についての考察～

久保 瑠衣

住徳 佑介

程内 尚

# 目次

序章	3
第一章　ペイオフ制度の現状分析	4
・ 第一節　ペイオフの意味	4
・ 第二節　これまでの経緯と現状	4
・ 第三節　預金保険機構の仕組みと破綻処理の仕方	5
・ 第四節　預金の移動状況	6
・ 第五節　ペイオフ解禁の本来の目的とその問題点	6
第二章　ペイオフ解禁の問題考察	8
・ 第一節　預金者の自己確認の確立についての問題考察	8
・ 第二節　破綻処理コストの抑制についての問題考察	10
第三章　ペイオフ解禁後の課題と解決策	11
・ 第一節　預金者の課題と解決策	11
・ 第二節　金融機関の課題と対策	12
・ 第三節　政府の課題と対策	13
終章	14
参考資料	15
参考文献	18

## 序章

2002年4月からペイオフ制度凍結解除により、定期性預金に対する預金保険には上限が設けられた。それに続いて2003年4月から予定されていた普通預金などの流動性預金をも対象とするペイオフ制度の全面解禁は、金融状況が悪いという理由で二年間凍結されることになった。ペイオフ全面解禁が来年に迫り、本格的に預金者が自ら金融機関を選ぶことが必要になり、また資産の運用方法や考え方も変わってくる。誰もが金融機関に預金口座を持てる現代において、このことは無視できる問題ではない。我々はペイオフ全面解禁の問題点として、ペイオフ本来の目的である、預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）、破綻処理コストの抑制 - が達成されるであろうかを採り上げ、そこを切り口にペイオフ制度を分析していく。この問題に対する我々の考える結論としては、預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）は達成され、破綻処理コストの抑制は難しいと考える。こう考えた経緯を、ペイオフ制度を理解し現実に起きている問題を示し、そこから今後の解決策を考え結論を導いていく。また各経済主体ごとの、ペイオフ全面解禁に際しての対策を提示していく。以上のことから、望月ゼミとしては新人戦のテーマとしてペイオフ解禁を考える。

# 第一章 ペイオフ制度の現状分析

## 第一節 ペイオフの意味

ペイオフとは、本来、金融機関が破綻した場合に預金保険制度に基づき、預金保険機構から預金者に保険金を支払うということの意味する。だが現在では、預金の全額保護という特殊処置が終了し、預金のうち1000万円とその利息までを保護し、それを超える部分が一部カットされることもあり得る、という意味で「ペイオフ解禁」とも言われる。

## 第二節 これまでの経緯と現状

1971年、預金保険制度が開始された。その制度ができた理由は、預金者の銀行の取り付け騒ぎが起きないように、預金をある限度まで保証し、預金者の不安や混乱を防ぐためである。まず預金保険制度の対象となる金融商品を挙げると、預金では、当座預金、普通預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金、別段預金で、そして定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託である。開始当初の保険金額の上限は100万円であった。100万円までしか保護されないということ、不十分であるように見えるかもしれないが、それは当初の護送船団行政の、銀行不当神話があったため、預金者の間には、不安や混乱はなかった。保険金の上限額は、その後わが国の経済発展と預金の増加を受けて、1976年から300万円へ、1986年から1000万円へと段階的に引き上げられた。以降、上限額は1000万円という時代が続いた。だが、1980年前後から金融の自由化が本格化し、その頃から本格的な金融機関の経営破綻が相次いだ。そして銀行不倒神話が揺らぎ、1996年6月、国家による預金全額保護の特例措置が、期間5年間という条件で導入された。それからペイオフ凍結となった。5年後の2001年4月、解除されるはずであったペイオフ凍結は金融機関の危機が強まったため、解禁時期が2002年へと一年延期された。また、ペイオフ解禁の手順も変更された。2001年4月から全ての預金についてペイオフ解禁がされる予定であったが、2002年4月には、当座預金、普通預金、別段預金を除く定期性預金等のペイオフを解禁し、当座預金、普通預金、別段預金の3預金については、更に一年後の2003年4月から解禁するという段階的解除方式に変更されたのである。2002年4月、定期性預金は予定通り解禁された。だが、2002年10月に金融担当大臣が柳沢伯夫から竹中平蔵氏に交代すると同時に、当座預金、普通預金、別段預金についての解禁は、予定されていた2003年4月から、さらに2年後の2005年4月へと延期された。また、ペイオフ解禁の手順も再度変更され、当初は20

03年4月に、残る全ての預金についてペイオフ解禁されるはずであったが、決済性預金についてはペイオフを解禁にせずに恒久全額保護が決定された。決済性預金というのは、決済サービスの提供、要求払い、無利息という三条件のそろった預金のことである。そして今、2005年4月以降の決済性預金を除く預金のペイオフ解禁を控えている状態である。

### 第三節 預金保険機構の仕組みと破綻処理の仕方

預金保険機構は、預金保険制度に加入する金融機関（日本国内の金融機関は強制加入）から、毎年預金量に応じて保険料を受け取り、その加入している金融機関が破綻した場合に、P&A(資金援助)方式か、ペイオフ方式によってその金融機関の破綻処理を行い、その破綻金融機関に預金していた預金者への預金の払い戻しを行う。そこで、P&A方式とペイオフ方式の違いは、こうである。まずP&A方式は、破綻した金融機関を他の金融機関が買収し、預金保険機構はその救済金融機関へ資金援助し、その救済金融機関によって預金の払戻しがされる。このため、預金保険機構が直接預金者に保険金として払戻しするわけではない。また、破綻した金融機関と取引先との間の預金取引契約や、貸出取引契約、決済などの金融サービスの機能はその救済金融機関によって継続される。その救済金融機関を受け皿金融機関という。次にペイオフ方式は、破綻金融機関を譲りけいという受け皿金融機関がどうしても見つからなかった場合（P&A方式が行われなかった場合）この破綻金融機関は解散し、預金取引や貸出取引の清算をし、破綻処理される仕組みである。ペイオフ方式で破綻処理された場合、預金は預金保険機構から保険金として、1000万円を超える元本と利息に掛け合わせた金額が預金者に対して概算払いされる。このように払戻し保証額を超える金額は、破綻金融機関の財務状態に依存して払戻し額が決まるため、預金の一部カットされる可能性がある。

P&A方式か、ペイオフ方式かのどちらが優れているかは、どの経済主体にとってもP&A方式が優れていると言える。まず、預金者にとっては、ペイオフ方式では預金の一部切捨て（ペイオフ）を被る可能性があり、また事務手続き等の煩雑さの面から見てもP&A方式と比べれば不利益となる処理法である。預金保険機構にとっても、ペイオフ方式では払戻しのための保険金が必要となり財政負担が大きくなる。金融当局にとっても預金の一部切捨てが起これば、預金者全体への不安につながる可能性があり、悪い場合には預金の取り付け騒ぎに発展する懸念が払拭できない。つまり、ペイオフ方式は、どの経済主体にとっても社会的コストを伴う破綻処理方法である。したがって、金融機関が破綻した場合には、極力ペイオフ方式を採らずにP&A方式での破綻処理方法を採用している。

## 第四節 預金の移動状況

では、2002年4月より定期性預金等のペイオフが解禁されたことで、預金はどのようにシフトされたのだろうか。まず、預金商品間について分析してみると、2001年から2005年9月期される前に2003年4月の当座預金、普通預金、別段預金についてのペイオフ解禁を間近に控えた2002年9月にかけて、公的預金、個人預金、企業預金の預金者全体の動きは、「当座預金・普通預金」の割合が31.9%から41.7%に増加した一方で、「定期性預金」の割合は同66.1%から56.5%へと減少している。(参考資料図1参照)このことからペイオフ解禁対象の預金商品から、全額保護が継続する預金商品への「緊急避難」の動きがあったことが分かる。金融機関の預金者全体の動きは、同じく2001年9月から、2002年3月に着目すると、都市銀行への預金割合が37.8%から39.6%へと増加している。地方銀行ではそれほど大きな変動はない。これに対して、第二地方銀行では同10.5%から同9.9%、信用金庫では同19.2%から18.2%へと減少している。(参考資料図2参照)この状況を考えると、預金のペイオフが部分解除されると、預金者にとっては相対的に安心感がもてそうな大手金融機関へと、預金移動の動きが起こることが予想される。

## 第五節 ペイオフ解禁の本来の目的とその問題点

序章でも述べたが、ペイオフ解禁の本来の目的とは、預金者の自己責任の確立(護送船団行政の決別)、破綻処理コストの抑制である。は、ペイオフを解禁することにより、金融システムの参加者に自立を促し、健全な金融機関の自己責任による選別をさせるということである。その結果、経営状態の悪い金融機関は預金が集まらなくなり資金調達コストが上昇する。そのため、金融機関側も預金者の信認を得ようとし、経営健全化を目指す。預金保険制度ができた当初の護送船団行政の、「金融機関の倒産はひとつたりとも出さない。」という銀行不倒神話は、金融の本格的な自由化につれて、決別しなければならなくなった。は、ペイオフを解禁することによって、破綻金融機関の預金者への預金の全面保護も行われなくなるので、その分公的資金の注入も軽減する、ということである。こ

の二点の目的が達成されるためには、「ペイオフ解禁できる環境が整備されているか」、これが問題点となる。具体的には、名寄せを迅速に行うための金融機関のデータ整備や、地域金融機関のリスクへの対応などが挙げられる。その問題点については、第二章で考察する。

## 第二章 ペイオフ解禁の問題考察

この章では、第一章で述べた解禁に際しての問題を考察し、具体例を示すことでより明確にする。

ペイオフ解禁本来の狙いは、序章で述べた通り、預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）、破綻処理コストの抑制である。

### 第一節 預金者の自己確認の確立についての問題考察

預金者の自己責任の確立とは、健全な金融機関を預金者自身が選別することが求められることである。裏を返せば選ばれる側の金融機関に経営基盤の強化と収益力の向上、経営健全化を促すことである。

経営基盤の強化は、ペイオフ全面解禁を2005年4月に2年間延期を決定した2002年10月同時期に、竹中金融相が「金融再生プログラム」を発表し、主要行に対する不良債権比率目標達成（4%）期限、産業再生機構買い取り期限を2005年3月と設定し既に進められてきた。延期された二年間の間には、りそな銀行に預金保険法102条（1号措置）が発動され事実上国有化、続いて足利銀行に預金保険法102条（3号措置）が発動され国有化されるという事件がおこった。

足利銀行の政府の破綻処理の政府のやり方は、一種のモラルハザード状態を生み、また金融機関のペイオフ解禁に対する緊張感を緩ませた。足利銀行に発動された預金保険法102条（3号措置）は102条（2号措置）と違い、最長で「三年以内」に営業譲渡などといった出口に到達しないと清算または解散に追い込まれるといった決まりは設けてない。足利銀行への預金保険法102条(三号措置)は賛否両論である。もし足利銀行が、受け皿金融機関に譲渡されずに現在の三号措置に基づく国有化状態でペイオフ全面解禁を迎えると預金は引き続き全額保護される。そうすると、預金者は全額保護される足利銀行に預金を預け入れるはずである。営業譲渡する際に、資産を優良でないものと、そうでないものとに切り分けるのだが。三号措置には期限が設けてないので問題が先送りになり、いつまでも国有化状態で経営を続けかねない。でも、資産を優良でないものと、そうでないものを見極めるのに時間をかけることができる。そして、債務者がある程度再生させた上で受け皿金融機関に引き渡すことができる。この場合、受け皿金融機関に対する負担を軽減できるのである。しかし、足利銀行が破綻した2003年11月は既に定期預金のペイオフは解禁されていたにも関わらず、預金は全額保護された。こういった事例により地域金融機関の流失の危機感から解放され、緊張感を緩ませることとなった。

政府は公的資金を予防的に注入できる法律、「金融機能強化法案」を成立させ公的資金を



注入していく考えである。この一連の動きから分かるように、政府としては経営基盤の強化はペイオフ全面解禁後よりも、むしろ解禁までに行いたいという意図が見える。つまり、政府はペイオフによる預金者責任を問う場面には、なかなか行き着かないような安全網を幾重にも張り巡らしてペイオフ全面解禁に突入する構えである。このような政府の姿勢は金融機関に経営者に名寄せの正確なデータ整備、預金者へ積極的な情報開示などの経営健全化を促すことが出来るのだろうか。

名寄せの正確なデータ整備というのは、ペイオフを論ずるにあたって銀行の経営面の中で、まず第一に挙げられることである。しかし、そもそも名寄せは、日常の基本的顧客管理のなかで行われるべきことである。業務運営などの面で何かしら問題点を抱えている金融機関は、預金者データ整備作業の管理体制や、データの正確性といった点に対して改善すべき点を抱えている点が多い。それとは逆に、預金者データ整備作業の管理体制や、データの正確性が目立っていい金融機関は営業その他の面でもうまくいっている。名寄せといった顧客管理の整備はペイオフ破綻処理を迅速に行う上だけでなく、金融機関の利益向上、信頼を上げるといった点でも必要である。

預金者の自己責任の確立という面から見ると、預金者が金融機関で目を付けるのはペイオフの非対称である郵便貯金、農協、漁協といった機関である。その中でもペイオフ対策として注目されているのが、郵便貯金である。銀行の普通預金にあたる通常貯金、定期預金にあたる定額貯金の預金限度額は合計1000万円までであるが、当座預金に当たる郵便振替口座は預入限度額に上限がない。キャッシュカードは発行されず、金利もゼロで、利便性が大幅に制限されるという点はあるが、預け入れた全額を国が郵便保険法で保証するので預金者の目が向けられることになるだろう。そして何よりも、ペイオフ全面解禁は政府にとって貯蓄として眠っている資産を株式や債券といった金融市場へまわさせる一つの機会である。間接金融から直接金融へのシフトを促すことは経済の活性化につながる。図3は日本の個人金融資産構成をグラフにしたものである。(参考資料図3参照)日本の個人金融資産のうち、実に半数以上が現金・預金なのである。

政府がこのように考えた理由としては、構造改革と財政の悪化があると考えられる。構造改革では、お金の流れる仕組みを変え、「銀行の不良債権の増加 貸し渋り 企業の倒産 景気悪化 不良債権の増加」という悪循環を改善しようとしているのである。

また預金者に自己責任の確立を促すのは風評リスクを発生させないためにも必要である。風評とは、うわさ、評判である。その伝達媒体には、口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等がある。風評リスクには、貸し渋りや不祥事の発生等、何らかの事実の積み重ねによって自然と発生するリスクのほか、根も葉もないうわさ・デマなどのリスクがあるが、対応を誤ると取り付け騒ぎから最悪の場合には破綻に至る場合もありうる。記憶に新しい事例として、九州地区の地方銀行である佐賀銀行のケースがある。この原因は事実ではない風評が電子メールを媒介に広がった。店舗閉店後もATMによる預金引き出しが続いた。こういったのを防ぐためにも、預金者が事実ではない風評を見分けられるような

積極的な預金者への情報開示をする必要がある。

しかし、これまで第二章で述べてきたことを考えると、地銀以下の地域金融機関の破綻が懸念される。政府が押し進めてきた金融再生プログラムによって2005年3月を期限とした不良債権問題（不良債権比率を4%台に削減）にはメドがついているが、政府の地域金融機関への対応は遅れている。主要銀行の不良債権比率は2002年3月の8.4%から、2003年9月には6.5%にまで低下しているが、地方銀行（地銀、第二地銀）は8.4%から7.5%に減少しているが、信用金庫、信用組合は9.6%のままで変わっていない。こういった指標は、預金者に「大手＝信用できる」と、預金者が金融機関の規模の大小のみを選別の基準にしてしまいかねない。前に述べた郵便貯金などのペイオフ非対象機関への預金シフトのターゲットになるのは地域金融機関の預金である。こういった地域金融機関の現状をふまえて政府は金融機能強化法案を成立させようとしているのである。金融機能強化法案に当てられる予算枠2兆円という数字からもそれが地域金融機関を想定した法律であることが読み取ることが出来る。予算枠2兆円という数字は、りそな銀行の大手行一つ分ぐらいである。ペイオフが全面解禁され銀行同士の競争を強いられる中、はたして地域金融機関は生き残っていけるだろうか。

## 第二節 破綻処理コストの抑制についての問題考察

破綻処理コストの抑制についても疑問が抱かれる。財政の悪化として述べると、政府は預金保険機構に23兆円ものお金を出資している（2001年度）。もともと、政府は銀行が破綻しないよう公的資金を注入するために、何度も税金を使ってきた。それにもかかわらず、銀行の破綻が起こると今度は預金を全額保護するために、また税金を使うといった事が起こっていた。これを、ペイオフを解禁することで削減しようと考えたのである。しかし、ペイオフ全面解禁するにあたって公的資金枠を設け、破綻しそうな銀行に注入してきた。ペイオフによって破綻処理コストを抑制しようという前に、銀行破綻を起こさないために資金を使っているのではないかという疑問である。2003年度の財務省原案では、2004年度より2兆1000億円多い総額59兆1500億円の公的資金枠が預金保険機構に設けられた。（参考資料図4参照）金融機関に公的資金を予防的に注入できるようにするための新法に備え、新たに2兆円の「金融機能強化勘定」を設けるほか、金融危機対応勘定も2兆円増額されて17兆円に拡充される。

これまでいくつか事例を挙げながら問題点と解決策の必要性を述べてきたが、それをどう解決すべきかを次章で述べていきたい。

## 第三章 ペイオフ解禁後の課題と解決策

### 第一節 預金者の課題と解決策

ペイオフが全面解禁されると、預金者は安全な信頼のできる金融機関を探さなければならなくなる。ペイオフの全面解禁によって影響を受ける預金者とは、地方公共団体や企業やマンションの管理組合、そして一部の大口預金者かもしれない。しかし、金融機関の破綻に巻き込まれることを避けるために資金移動を行う小口の預金者も少なくないだろう。現にペイオフの議論が始まった時と定期預金などのペイオフ凍結の解除がなされた時に、大きな資金移動が起こっている。そこで、預金者がどのような判断基準を持って金融機関を選ぶべきかを考察する。

第一に、金融機関の格付けを挙げる。格付けとは債務の支払い能力を判定した基準であり、もともと証券市場での債券の信用度を示す指標を指すのであるが、最近では金融機関の信用度を示すことにも活用するようになってきた。公正・中立の立場から格付けを行うことは当然であり、代表的な格付機関としてムーディーズ社とS & P社（スタンダード・アンド・プアーズ社）がある。しかし、格付けはあくまで格付け会社の意見にすぎず、格付け会社によって同じ金融機関の格付けが異なることもめずらしくないのである。格付けが高くても破綻する銀行はあり、また格付けが低くても必ず破綻するわけでもない。そのため、あくまでも一指標として活用していただきたい。

第二に、株価を挙げる。株価は何も投資家だけに関係するものではなく、会社の評価として見ることができる。株価が上昇している企業はそれだけその会社が評価されていることであり、下落している企業はその会社にマイナスの要因があるといえる。短期的には株価の値動きが激しい場合もあるが、月単位等で見えていくと経済界でその企業がどのような評価を受けているかがよくわかる。

第三に、金融機関の便利性やサービスを挙げる。便利でサービスが良いということは、その金融機関にある程度そういう部分に経営資源やエネルギーを注ぐ余力があると捉えることができる。金融機関は、多額の不良債権を抱えてしまうとそのケアに追われてしまい、顧客に対するサービスが高い水準で維持されるとは期待できなくなる。また、質問や疑問点への説明を求めたときに迅速な対応ができるか、事前に想定して対応策を考えているかということからも見るることができる。こういった点から、窓口の職員の愛想やサービスというのも一つの指標として見ることはできないか。

以上のことから、預金者の課題としては、いかに自分の目で金融機関を選別するかということである。上記に挙げた三点はもちろん、その他にもニュース等で経済動向を把握したり、金融機関の新商品についての情報をいち早く手に入れたりすることが大事である。

## 第二節 金融機関の課題と対策

ペイオフの全面解禁により、金融機関は本格的な市場原理に基づく企業競争の幕開けを迎える。預金者が自らの判断で“潰れない金融機関”を選択することになり、選択されなかった金融機関は流動性リスクが顕在化する可能性がある。この状況下で、資金調達手段を預金に頼らざるを得ない地域金融機関にとって選択されるか否かというのは、まさに死活問題といえる。では、金融機関が生き残るためにどのような対策をすべきであろうか。

第一に、積極的なディスクロージャー（情報開示）への取り組みを挙げる。これは、金融機関の財務体質を向上させ、その内容を積極的に対外的にアピールすることにより、預金者から信頼を得ることのできるものである。そもそも、預金者の視点から格付機関に対しても、数値による開示だけでなく、不良債権処理状況や企業再生への取り組み、リスク管理プロセスの詳細、そして健全性向上に向けた取り組みの具体的な内容などを開示していくべきである。

第二に、名寄せシステムの整備を挙げる。前回の解禁時にすでに整備済の金融機関が大半であると考えられるが、まだ未整備な金融機関もあるようだ。各金融機関自身で整備することが最もな得策ではあるが、パッケージソフトなど比較的安価な市販されているようなので、そういった類を利用するののも一つの手である。

第三に、新たな金融商品の開発を挙げる。前向きに考えると、金融機関にとってペイオフ解禁とは、これまで預金で眠っていた金融資産をより収益性の高い金融商品へシフトさせるチャンスなのである。そのためには、他の金融機関との競争が激化することも十分に考えられる。そこで、今回解禁を見送られた“決済性預金”（無利息、要求払い、決済性サービスの提供の三条件を満たす預金）を軸に新商品を開発すべきだと考える。

第四に、不良債権残高の減少率の上昇を挙げる。不良債権処理は、金融機関の抱えるたいへん重要かつ難しい問題である。預金者も前節では触れなかったが、金融機関選択の一指標として捉えるであろう。この不良債権残高減少率を上昇すれば、預金者に経営の健全性をアピールすることができる。

以上のような対応策を踏まえることで、金融機関はこの生き残りをかけた戦いを切り抜けることができるのではないか。もちろん、預金者の信頼を勝ち取ることは重要であり、ペイオフに関する問い合わせには誠意を持って対応することは言うまでもない。

### 第三節 政府の課題と対策

政府としては、ペイオフ解禁の目的である 預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）、破綻処理コストの抑制を達成できるよう対策を練らなければならない。では、どのような対策を立てる必要があるか。

来春ペイオフが解禁されることにより、事実上政府による金融機関への優遇が緩和されると言ってもいいであろう。ここで優遇しなくなると述べないことには理由があり、それは銀行には企業という性質と、公共財という一面を持っているからである。銀行が破綻した場合、その金融機関に預金をしていた企業までもが破綻しかねない。よって全く優遇をしないわけにもいかないのである。

政府の行う対策としては、まず金融機関が名寄せデータ整備を完了しているか監視することを挙げる。破綻した金融機関がデータ整備を十分に行われていない場合、預金者が付保預金の払い戻し等を受けることができなくなる。さらに、再び名寄せを行うには時間がかかり、預金者への払い戻し等に実際には相当の時間がかかってしまうことになる。もし多数の預金者がこのような目にあう事態となれば、店頭での混乱に拍車がかかり、これらの混乱が預金者全般の不安心理を煽り、最悪の場合システムリスクをも招きかねない。政府はこれを防ぐために、立入検査を行い正確なデータを準備させておく必要がある。

次に、間接金融から直接金融にシフトをすることを挙げる。このように考えた理由としては構造改革と財政の悪化が挙げられ、構造改革ではお金の流れる仕組みを変え、「銀行の不良債権の増加 貸し渋り 企業の倒産 景気悪化 不良債権の増加」という悪循環を改善しようとしている。お金の流れを銀行中心のものから、株式や債券の市場を通じた流れにすることは、日本の金融の仕組みの大きな変革につながる。近年発行されている個人向け国債も、この流れを受けていると見ることができる。また、財政の悪化に関しては、第二章でも述べたが政府は預金保険機構に23兆円ものお金を出資している。（2001年度）もともと、政府は銀行が破綻しないよう公的資金を注入するために、何度も税金が使われてきた。それにもかかわらず、銀行の破綻が起こると今度は預金を全額保護するために、また税金を使うという変なことが起こっていた。これを、ペイオフを解禁することで削減しようと考えたのである。預金保険を全額保護から1000万円という上限を決め、結果破綻処理コストの抑制につながる。

## 終章

これまでペイオフ本来の目的である 預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）破綻処理コストの抑制 - が達成されるだろうかという事を、ペイオフ制度を理解し現実  
に起きている問題を示し考察することで、我々なりの今後の解決策を探ってきた。我々の  
論点に対する結論は、 預金者の自己責任の確立（護送船団行政の決別）はある程度達成  
されるのではないだろうか。それに対して、 破綻処理コストの抑制については難しいの  
ではないかという結論に達した。

これから述べるのはあくまで予想だが。2001年の1年間で、9つの信用金庫と、37  
つの信用組合が破綻した。金融庁が経営改善を促す早期是正措置の発動を受けた金融機関  
も複数ある。これから銀行間の競争が激化する中で、吸収、合併、統合といった地域金融  
機関の再編成が考えられる。競争によって預金者を確保するうえで、経営面の健全化は達  
成されるだろう。しかし、コスト削減の面では、もし政府が銀行を潰さないように多くの  
公的資金を注入しなければならないような状況になるなら、コスト削減は難しいのでは  
ないだろうか。

今回ペイオフというテーマで論文を書いてきたわけだが、その中で政府が打ち出す政策  
や発言の中には、もう一つの意図があるという事を知った。政府の打ち出す政策を表面的  
だけでなく、どういった意図があるのかという潜在的な部分を分析する力をつけて行かな  
ければならない。また、今回ペイオフというテーマを理論的な観点から述べる事ができな  
かった。理論的に分析し、理路的裏付けをする必要がある。潜在的な部分を分析する力と、  
理論的に分析する力をつける事が今後の課題である。

# 参考資料

図 1

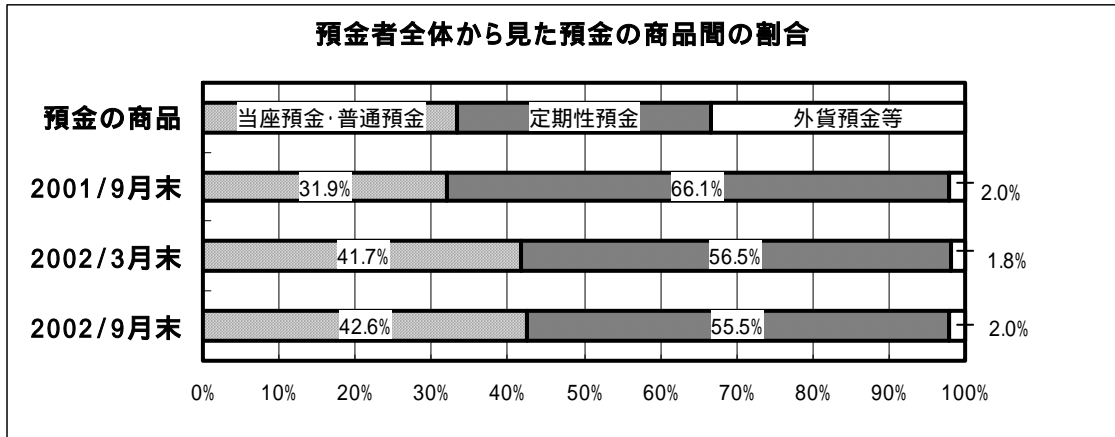
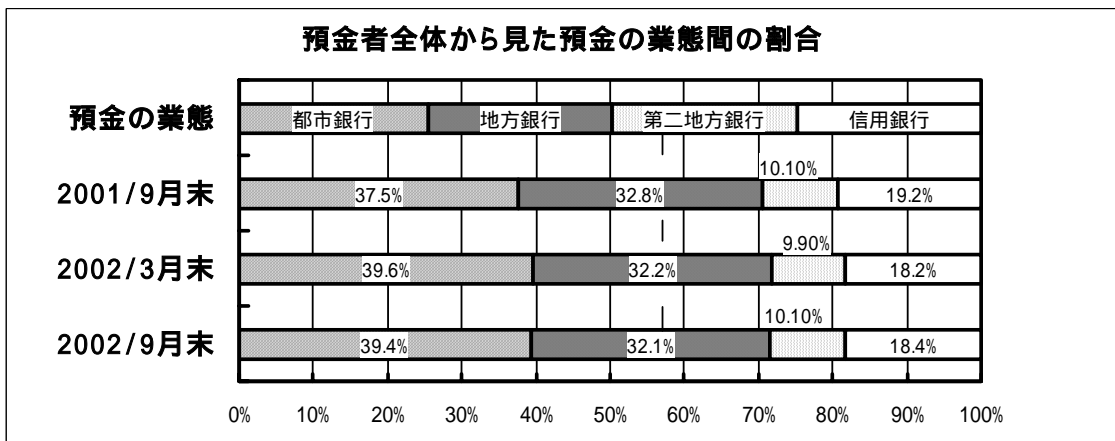


図 2



『ペイオフ対策のための金融機関評価と選択』参考

図3

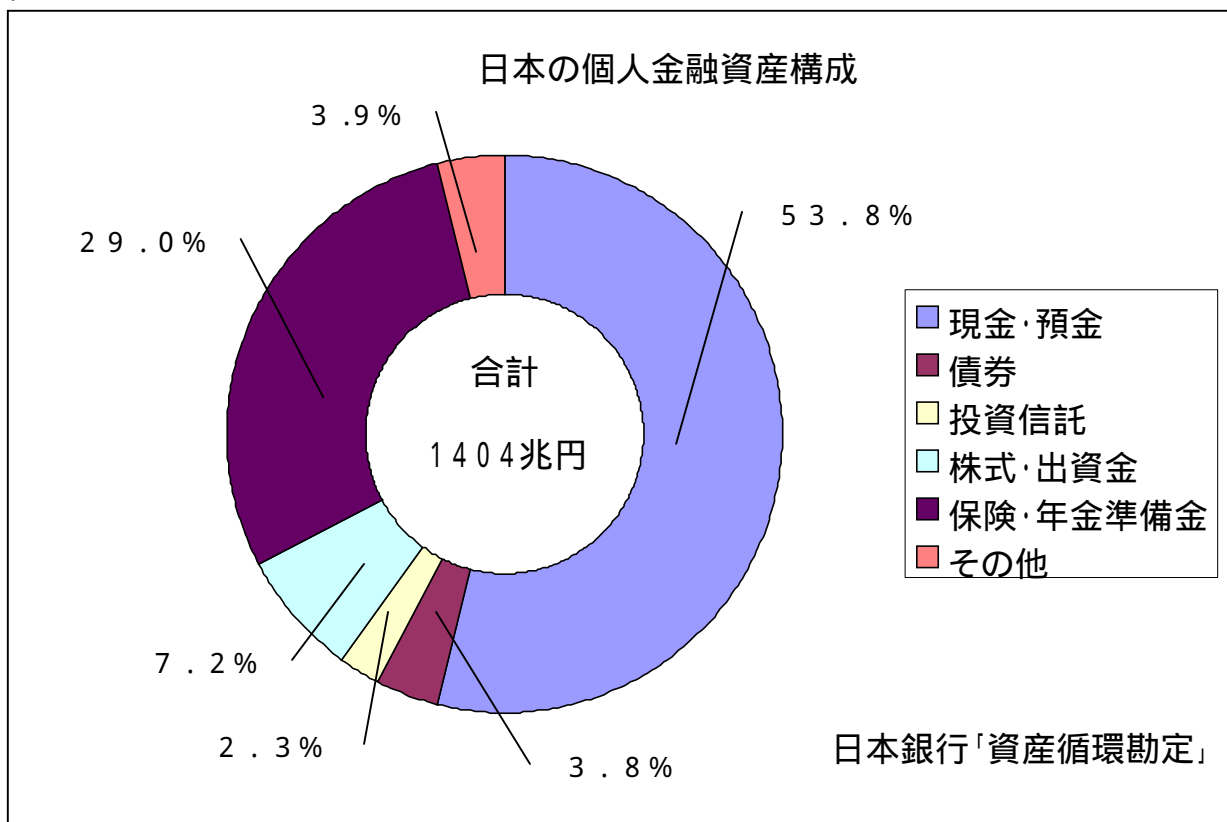




図 4

公的資金の政府保証枠(預金保険機構)

<単位・兆円、()内は 2003 年度>

<b>一般勘定</b>	19.00
元本 11000 万円とその利息までの預金保護と破たん処理	(19.00)
<b>金融再生勘定</b>	14.00
整理回収機構(RCC)の不良債権買い取りなど	(15.00)
<b>金融機能早期健全化勘定</b>	6.00
過去に注入した公的資金の管理	(6.90)
<b>危機対応勘定</b>	17.00
預金保険法 102 条に基づく公的資金注入、預金の全額保護など	(15.00)
<b>金融機能強化勘定(新設)</b>	2.00
2004 年度に制定する公的資金新法に備える新勘定	(—)
<b>金融機関等経営基盤強化勘定</b>	1.00
地域金融機関の合併関連の公的資金注入	(1.00)
<b>産業再生勘定</b>	0.15
産業再生機構への出資など	(0.15)
<b>合計</b>	<b>59.15</b>
	<b>(57.05)</b>

## 参考文献

- ・ 『いちばんわかりやすい ペイオフ100問100答』海江田万里 アーク出版
- ・ 『金融ジャーナル5月号』金融ジャーナル社
- ・ 『伊東元重の日本経済がわかるキーワード』伊東元重、伊東研究室、日本経済新聞社
- ・ 『ペイオフのすべて』日本経済新聞社(編) 日本経済新聞社
- ・ 『エコノミスト(2004 4/6号、5/4・11合併号)』毎日新聞社
- ・ 『金融庁ホームページ』 <http://www.fsa.go.jp/> 「新しい預金保険制度について」
- ・ 『預金保険機構ホームページ』 <http://www.dic.go.jp/>
- ・ 『読売新聞ホームページ@money』 「公的資金枠 2兆円拡大」
- ・ 『金融入門』岩田規久男 岩波新書
- ・ 『ペイオフ対策のための金融機関評価と選択』杉山敏啓、玄場公規 生産性出版
- ・ 『どうなるペイオフ』日本経済新聞社(編) 日本経済新聞社
- ・ 『2004年日本経済 円高の恐怖が襲来する!』高橋乗宣 東洋経済新報社
- ・ 『金融財政事情(2004 1/5、2/16、4/12、4/19号)』金融財政事情研究会